

第11回 鉦路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年3月25日 13:30~14:30

2. 場 所 鉦路市役所本庁舎 議会議場

3. 出席委員

1番 野村 照明委員	3番 金子 靖委員	4番 清水 幸治委員
5番 廣瀬女公美委員	6番 二谷 幸裕委員	7番 大畑 礼子委員
9番 細川 裕委員	10番 菅原 雄一委員	12番 山崎 隆史委員
13番 成田 俊英委員	15番 瀬戸 賢成委員	17番 松下 裕幸委員
18番 佐藤 泰正委員	19番 福西 範委員	20番 野澤 勲委員
21番 志賀 忠浩委員		

(以上 16名)

4. 欠席委員

2番 菊池 利治委員	8番 浅野 徳昭委員	11番 佐藤 裕司委員
14番 中川 浩幸委員	16番 稲場 洋二委員	

5. 参 与 者

農業委員会事務局
事務局長 山根 憲治 次長 高山 直樹 主任 清水 秀人
(以上 3名)

会議録署名委員の指名

3番 金子 靖委員
4番 清水 幸治委員

6. 議事日程

会期決定について 令和4年 3月 25日 (1日)

報告第15号 農業経営証明願について
報告第16号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
議案第49号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第50号 農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果について
議案第51号 農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定について
議案第52号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について
協議事項 農業委員会の女性委員登用目標及び取組計画について
(追加議案)
議案第53号 委員の辞任の同意について

議長
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。
只今より第11回釧路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は16名です。
議事録署名人に3番、金子靖委員、4番、清水幸治委員を指名しますので、よろしく
お願い致します。
なお、会期は本日3月25日の1日と致します。
それでは、本総会に会務概要として報告すべき案件はありませんので、早速議案の
審議に入りますが、その前に報告案件が2件ございます。
それでは、報告第15号「農業経営証明願」について事務局より報告して下さい。

事務局
山根事務局長

それでは議案書3ページにございます、報告第15号「農業経営証明願」について
ご報告致します。
今回は、阿寒地区で1件の申請がございました。
議案書4ページの表の1番ですが、XXXXXXXXXXの
氏より、外国人技能実習生制度の活用のため、3月15日に申請があり、農地基本台
帳により農業経営を行っていることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行
を行いました。
以上、1件の「農業経営証明願」についてご報告致します。

議長
野村会長

ただいま報告がありました報告第15号「農業経営証明願」について質問等を求め
ます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第16号「引き続き農業経営を行っている旨
の証明願」について報告してください。

事務局
山根事務局長

議案書5ページにございます、報告第16号「引き続き農業経営を行っている旨の
証明願」について報告致します。
今回、引き続き農業経営を行っている旨の証明願が4件ありました。
議案書6ページの別表のとおり、過去に経営移譲により、農地の贈与を受け、納税
猶予の適用を受けております、表の1番、XXXXXXXXXX氏他3名から、農地の贈与税及び
不動産取得税の納税猶予の継続届出書を釧路税務署並びに釧路総合振興局に提出する
ため、引き続き農業経営を行っている旨の証明願の申請があったもので、農地基本台
帳により確認をし、引き続き農業経営を行っている旨、令和4年3月2日付で会長専
決により証明書の発行を行いました。
以上、「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」についてご報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第16号「引き続き農業経営を行ってい
る旨の証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。
議案第49号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について事務局より説明して下さい。

事務局
山根事務局長

それでは、議案書の7ページでございます、議案第49号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明致します。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、音別地区で2件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認下さい。

議案書8ページの表の1番は、資料が9ページと10ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の2番は、資料が9ページと11ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円、期間は5年間で賃貸借を行うものでございます。

以上、2件の「農用地利用集積計画の決定」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明がありました議案第49号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

原議案第49号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第49号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」については原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第50号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

山根事務局長

それでは、議案書12ページでございます、議案第50号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」についてご説明致します。

資料は13ページをご覧下さい。

農業委員会は毎年1回、その区域内にある農地の利用状況についての調査を行わなければならないこととされております。

資料は13ページでございますが、今年度の利用状況調査は釧路、阿寒、音別の3地区で10月6日から10月22日にかけての、延9日間調査を行いました。

調査農地面積は、釧路地区が約■■■■ha、阿寒地区が約■■■■ha、音別地区が約■■■■haで、合計約■■■■haでしたが、遊休農地はございませんでした。

以上、「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」についてご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま説明がありましたが、本調査に参加された各委員の皆様におかれましては大変ご苦労様でした。

それでは、議案第50号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第50号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第50号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」については原案のとおり決定致します。

今後も、皆様におかれましては日常の活動の中での点検をよろしくお願い致します。

それでは、次に、議案第51号「農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

山根事務局長

それでは、議案書14ページでございます、議案第51号「農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定」についてご説明致します。

15ページと16ページをご覧下さい。

農業委員会は、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5項の別段の面積として設定することができることとされておりますが、このことについては、農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施について」において、毎年、別段の面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

現在、当委員会において別段の面積は定めておらず、農地法第3条第2項第5号の規定されている、北海道における農地の売買等に対する下限面積である2ヘクタールを適用しております。

これまで、別段の面積を定めない主な理由と致しまして、別段の面積を定める基準である農地法施行規則第17条第1項第3号の条件を満たしていること、また、2ヘクタールは、当市における農業経営に必要な農地面積であることとしておりますが、昨年より状況の変化は、特段ないものと考えております。

つきましては、昨年に引き続き、令和4年度も別段の面積の設定はせず、現行の下限面積2ヘクタールの変更は行わないとのご提案をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明のありました議案第51号「農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第51号「農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、原案のとおり新たに別段の面積の設定は行わないということで決定致します。

それでは、暫時休憩します。

(休憩中、清水主任より最適化交付金について説明)

議長
野村会長

それでは、再開します。

次に、議案第52号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
山根事務局長

議案書17ページでございます、議案第52号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定」についてご説明致します。

資料は18ページをご覧下さい。

農地等の利用の最適化の推進に関する事務を行うに当たっては、その公正な実施が図られるよう、事前に目標や推進方法について明らかにするため、農業委員会等に関する法律第7条において目標や推進方法を定めた指針を定め、公表するよう努めることとなっております。

なお、本指針の策定につきましては、今後、法改正により義務化される予定であるとされております。

議長
野村会長

以上、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定」についてご審議のほどよろしくお願い致します。

委員
委員一同

ただいま説明のありました議案第52号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定」について審議致します。
質問、意見を求めます。

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第52号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第52号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定」について原案のとおり決定致します。

次に、協議事項「農業委員会の女性委員登用目標及び取組計画」について協議を行います。

事務局より説明願います。

事務局
山根事務局長

それでは、議案書の19ページでございます、協議事項「農業委員会の女性委員登用目標及び取組計画」についてご説明致します。

農林水産省経営局農地政策課長通知「農業委員への女性登用の推進に向けた具体的取組」について、第5次男女共同参画基本計画では、農業委員に占める女性の割合に関する成果目標が定められ、また、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」では、第5次計画で決定した成果目標の達成に向けて政府全体として今後重点的に取り組むべき事項が定められました。

これらを受け、女性農業委員の登用に関する目標設定、取組状況等について報告が必要となったことから、事務局として検討致しました「農業委員会の女性委員登用目標及び取組計画」の原案を議案書の20ページに記載しましたので、ご協議をお願い致します。

議長
野村会長

ただいま提案のありました「農業委員会の女性委員登用目標及び取組計画」について協議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですのでご異議がないものと認め、「農業委員会の女性委員登用目標及び取組計画」について原案のとおりと致します。

次に、追加議案の審議に入ります。

事務局
山根事務局長

議案第53号「委員の辞任の同意」について事務局より説明して下さい。

それでは、追加議案書の2ページにございます、議案第53号「委員の辞任」についてご説明致します。

農業委員は、農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定に基づき、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができるとなっております。

追加議案書3ページの表の1番につきましては、2番、菊池利治委員より、親の介護のため当市を離れることに伴い、農業委員の職務を継続することが困難になったことから、令和4年3月31日をもって農業委員を辞任したい旨、本日付けで願出の提出があったものでございます。

以上、「委員の辞任の同意」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明がありました、議案第53号「委員の辞任の同意」について審議致しますが、本件は、菊池利治委員、本人の案件であり、議事参与の制限にあたりませんが、本日欠席されておりますので、そのまま議事を進めさせていただきます。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第53号「委員の辞任の同意」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第53号「委員の辞任の同意」について、2番、菊池利治委員の辞任について、同意と致します。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和4年 3月 25日

議長

野村 照明

署名委員

金子 靖

署名委員

清水 幸治